

(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画策定にかかる

現状と課題、放課後児童対策の考え方と方向性

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、令和2年3月に第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定し、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に進めてきました。また、放課後児童対策についても、子ども・子育て支援事業計画の施策目標に掲げる子どもの個性や創造性を育む環境の整備や子育てと仕事の両立支援の実現に向け、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえ、令和2年3月に児童の放課後を豊かにする基本計画を策定し、すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてきました。さらに、令和5年度からは、全市立小学校で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課後事業の取り組みを民間活力も活用しながら進めてきたところです。

こうした中、令和5年4月にこども基本法（以下「法」という。）が施行され、同年12月には、法第9条に基づき、こども大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。大綱では、社会全体としてこども施策に取り組むことが掲げられており、本市においても、こども施策を市として総合的に推進するため、法第10条に基づく市町村計画として、令和7年4月を始期とする枚方市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定しました。こども計画では、放課後児童対策について、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりや、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境の整備に向け、引き続き、取り組みを推進していくこととしています。

ついては、放課後児童対策の取り組みを計画的に進めるため、児童の放課後を豊かにする基本計画の取組状況や課題等を検証の上、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、こども計画に掲げる放課後児童対策の行動計画として枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（以下「放課後行動計画」という。）を策定し、児童にとってより良い放課後等の居場所づくりを進めるものです。なお、策定にあたっては、法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）に基づき、児童や保護者等を対象に実施したアンケートや意見聴取の結果を反映しています。

2 放課後行動計画の位置づけ

法や大綱などに掲げるこども施策の基本理念や基本的な方針のもと、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージ、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、こども計画に掲げる放課後児童対策の行動計画とします。また、枚方市総合計画や枚方市教育大綱など他の本市計画等とも整合を図りながら、放課後児童対策の具体的方策や目標を定めます。

各計画との関連のイメージ図（後日）

こども計画と放課後行動計画との関連

こども計画（一部抜粋）				放課後行動計画
基本理念	施策目標	推進方向	取り組み内容	
こども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち 枚方	1. すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 《子どもの成長過程全般》	1. 人権教育の推進	(2) 保育所（園）や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進	放課後児童対策の具体的方策や目標を定める
		6. 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進	
		8. 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり	
		10. 障害のある子ども・若者等への支援の充実	(2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実 (5) 配慮が必要な子ども等への支援	
		16. 子ども・若者の社会的活動の推進	(2) 地域との連携による多様な体験活動の推進	
	2. 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》	3. 小学校教育への円滑な接続の推進	(2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援	
	3. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進 《学童期・思春期》	1. 居場所づくりの推進	(2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進	
	5. 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進 《子育て当事者に対する支援施策》	10. 放課後児童対策の充実	(1) 保護者ニーズに合った事業の充実 (2) 総合型放課後事業の制度等の周知 (3) 児童の放課後の居場所づくりの推進	

なお、令和6年3月のこども家庭庁・文部科学省からの「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」には、引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定することとし、市町村においては以下に掲げる内容を盛り込むことが示されており、放課後行動計画の策定にあたっては、この内容を踏まえたものとしています。

市町村が計画に盛り込むべき内容（令和6年3月子ども家庭庁・文部科学省通知より）

- ・放課後児童クラブ（本市では留守家庭児童会室）の年度ごとの量の見込み及び目標事業量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
 - ・放課後子供教室（本市では放課後オープンスクエア）の年度ごとの実施計画
 - ・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
 - ・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
 - ・連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
 - ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
 - ・放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
 - ・その他、特別な配慮を必要とすることもや家庭への対応、事業の質の向上に関する具体的な方策 等
- ※参考：連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新・放課後子ども総合プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。

3 放課後行動計画の期間

計画期間は、こども計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

計画期間のイメージ図（後日）

4 総合型放課後事業の現状と課題

(1) 現状

保護者が就労等により、昼間自宅に不在の家庭の児童に放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）として、留守家庭児童会室を 44 小学校全校に設置してきました。

この間、子どもの成長に必要な要素として自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」いわゆる「3 間（さんま）」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通して、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められています。

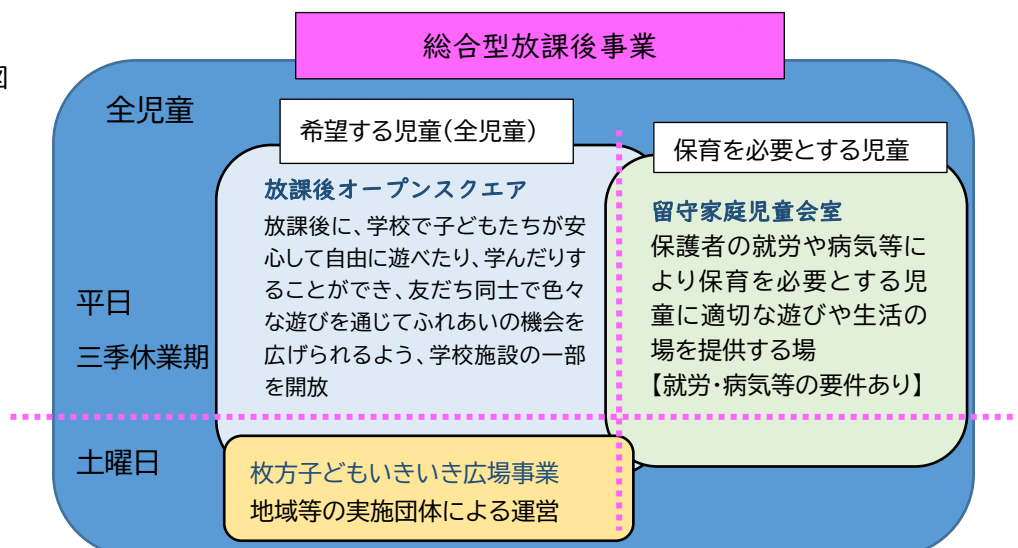
このため、家庭や学校以外の第 3 の居場所として、学校施設を活用した放課後子ども教室を小学校 4 校で試行実施の上、令和 5 年度からは、全小学校ですべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を実施しました。総合型放課後事業の実施にあたり、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営を同一の実施主体が担うことでより効率的・効果的な運営が図られるよう民間活力を活用し、全小学校のうち 22 小学校の運営を民間事業者へ委託しています。また、直営における人員不足の課題解消とともに、安定した事業運営を図られるよう、フルタイムの統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました。

放課後オープンスクエアは、自由にかつ自主的に創造力を働かせながら活動できる「3 間」の確保・充実に向け、学校施設を活用し、放課後の遊びや様々な体験ができる居場所づくりに努めています。総合型放課後事業の実施により、保護者や児童の利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がりました。

地域のつながりが希薄化している中で、地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもが様々な体験活動や様々な人との交流ができる機会と場づくりは、学校や授業では経験できない貴重な体験です。こうした中、枚方子どもいきいき広場事業では、土曜日を基本に各小学校区で地域団体や NPO 等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムを実施しており、市からは実施団体に対し活動実績等に応じた補助金を交付しています。

これら 3 つの事業を一体的かつ連携して実施することで、すべての児童を対象とした平日・土曜日・三季休業期を通じた安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めているところです。

総合型放課後事業のイメージ図



(2) 課題

①児童の権利の尊重

家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、留守家庭児童会室等においても、児童に関わる職員一人ひとりが児童の最善の利益を考え、その権利について一層理解を深め、行動していくことが必要です。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）を踏まえ、留守家庭児童会室等においても、児童への性暴力等の防止措置を講じることが求められます。

②障害のある児童等への支援の充実

留守家庭児童会室等において、障害の有無に関わらず児童同士が遊び等を通して共に成長できるよう、障害のある児童等への適切な配慮や環境整備を行うとともに、職員が障害への理解を一層深め、児童の特性に応じた支援を行うことが求められます。

学校給食のない三季休業期に食事を食べられない欠食児童への支援について、児童の健全育成の観点から市全体で連携して取り組む必要があります。

③就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても就学前施設と児童の状況についての情報共有や、就学前施設児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流が求められます。

④児童の放課後のより良い居場所づくり

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、児童の主体性を重視した運営が求められます。

留守家庭児童会室は、留守家庭児童会室施設整備計画に基づき、施設整備並びに老朽化対策に取り組んできましたが、平成 31 年度からは整備費用の負担軽減を図るため、余裕教室等の学校施設の有効活用を図るよう見直しました。枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）を踏まえ、児童の遊びや生活の場として必要な老朽化対策などの環境整備や運営の質の向上を図っていく必要があります。

放課後オープンスクエアについても、学校施設の有効活用を図りながら、より良い児童の居場所となるよう、さらなる学校施設の活用や環境整備、運営の質の向上が求められます。

また、両事業を一体的に運営するメリットである両事業間での異年齢の子どもたちの交流や児童自らの交流が十分に図られていないため、連携の図り方の工夫が必要です。

⑤枚方子どもいきいき広場事業への支援

枚方子どもいきいき広場事業では、地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題となっており、これらに対する行政の支援が求められます。

5 放課後児童対策の考え方と方向性

こども計画に掲げる施策目標と推進方向に基づき、放課後児童対策における考え方と方向性について、次のとおり示します。

施策目標 1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進

推進方向 1 人権教育の推進

【留守家庭児童会室等での人権教育の推進】

留守家庭児童会等において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、児童一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、児童の生活や遊びに影響のある事柄に関して児童が気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放課後児童支援員等が受け止めるよう配慮します。また、児童の権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ児童と保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

推進方向 6 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進

【留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進】

こども性暴力防止法を踏まえ、留守家庭児童会室について性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定を受けるなど、児童の性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みを推進します。

推進方向 8 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進

【支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり】

貧困問題をはじめ、子ども・若者やその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校園等の教育現場と各福祉施策を扱う市の福祉部門との連携強化を図る中、学校給食のない三季休業期中に家庭において十分な食事を取れない児童への支援について検討を進めます。

推進方向 10 障害のある子ども・若者等への支援の充実

【障害のある子ども等への教育・保育の充実】

留守家庭児童会室等においては、障害の有無に関わらず児童同士が遊び等を通して共に成長できるよう、障害のある児童への適切な配慮及び環境整備を行うとともに、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、児童の活動が充実できるよう努めます。

【配慮が必要な子どもへの支援】

留守家庭児童会室等においては、児童の行動特性に応じて加配などの人員配置を行うとともに、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、児童に応じた対応ができるよう努めます。

推進方向 16 子ども・若者の社会的活動の推進

【地域との連携による多様な体験活動の推進】

地域の大人たちが子どもに対し、学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを地域の実情に応じて支援します。

施策目標 2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進

推進方向 3 小学校教育への円滑な接続の推進

【就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援】

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行うため、幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすること等を示している「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月閣議決定）に基づき、新1年生については、児童の発達と生活の連続性を保障するために、児童の状況について就学前施設と連携を図ります。また、就学前児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流、職員同士の交流を行います。

施策目標 3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進

推進方向 1 居場所づくりの推進

【総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進】

家庭や学校以外の第3の居場所として、全小学校教育で実施しているすべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化します。

①総合型放課後事業の質の向上と連携

配慮を必要とする児童も含めたすべての児童が発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や自立性が発揮できるよう事業の質の向上をめざします。

子どもにとってより良い居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、継続的、安定的な事業運営を行うことができる実施手法のあり方を検討します。

また、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの児童の交流を図るなど、両事業の連携を進めます。

②職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、豊かな人間性と倫理観を有し、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努めます。

③施設等の環境整備

基準条例における留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童１人あたりおおむね 1.65 ㎡）や支援単位あたりの児童数（おおむね 40 人以下）や設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境の整備を行います。

留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。

④学校施設の有効活用

総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたる必要があることから、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在など明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。児童の放課後の居場所を豊かにする観点から、児童の要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

⑤枚方子どもいきいき広場事業への支援

子どもが自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組むさまざまな体験活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることは重要です。学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取り組みを地域の実情に応じて支援します。

施策目標 5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進

推進方向 10 放課後児童対策の充実

①保護者ニーズに合った事業の充実

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、児童が楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえ実施の検討を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続による児童の安全・安心な保育を行うため、就学前施設と児童の状況を共有するなどの連携を図ります。

②総合型放課後事業の制度等の周知

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知し、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することで、安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠を見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証します。

③児童の放課後の居場所づくりの推進（再掲）

総合型放課後事業の取り組みについて、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、枚方子どもいきいき広場事業への支援などを行いながら、一層強化していきます。

6 放課後行動計画の推進体制

放課後児童対策を計画的に推進していくためには、毎年度、PDCA サイクルの手法により、放課後行動計画に掲げる具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行い、評価結果に基づき、継続的に見直しを行っていく必要があります。このため、児童の放課後環境の整備について検討する庁内委員会である児童の放課後対策検討委員会において、放課後行動計画の進行管理を行い、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行います。その上で、児童福祉や社会教育に関する有識者や関係機関等で構成する児童の放課後対策審議会において、内部評価の検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、こども計画への反映を行います。

総合型放課後事業を実施してから令和7年4月で3年目を迎えます。今後は、こども計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって児童にとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方について議論を重ねてまいります。